

検体検査業務委託プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「検体検査業務委託プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査における総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) ブランチラボ（院内検査室）運営の基本的姿勢 | (20点) |
| (2) 人員配置体制 | (20点) |
| (3) 安定運用体制（検査機器、試薬） | (20点) |
| (4) 精度管理 | (10点) |
| (5) バックアップ体制 | (20点) |
| (6) 稼動・引継体制 | (30点) |
| (6) 病院機能向上等の貢献策 | (30点) |
| (7) 委託料の安価性 | (50点) |

3 審査委員会

審査委員会を以下により開催する。参加者はそこで提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

- (1) 開催時期、場所
開催時期：平成25年11月28日（木）
13：00～
場 所：あき総合病院 本館6階 会議室
- (2) プレゼンテーション
プレゼンテーションの時間配分は1社20分までとする。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。順番については別途通知する。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションを併せて審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「検体検査業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了し、各審査委員の審査結果（得点）を集計後、候補者と次点者を決定する。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、見積額が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。

附則

この要領は平成25年10月4日から施行する。